慶弔扶助金支給規定(旧サンセイ会細則)

(総 則)

第1条 この規定は、一般社員就業規則第71条及び契約社員就業規則第63条に基づいて、 従業員もしくはその家族の慶弔扶助に関する事項を定めたものである。

(給付の種類)

第2条 給付の種類は、次のとおりとする。

- 1. 結婚祝金
- 2. 出産祝金
- 3. 入院見舞金
- 4. 死亡弔慰金
- 5. 災害見舞金

(結婚祝金)

第3条 従業員が結婚したときは、次の区分により結婚祝金を支給する。

勤続1年未満	10,000 円
勤続1年以上	20,000 円
勤続3年以上	30,000 円

条件

- 1. 結婚前後3ヶ月以内の届出により支給する。なお、請求権は結婚後3ヶ月で消滅する。
- 2. 再婚は1回限りとする。
- 3. 祝電をおくる。
- 4. 双方が従業員の場合、双方1回のみ支給

但し

・パート・アルバイト従業員については、勤続3年以上で10,000円の祝金の支給のみとする。

(出産祝金)

第4条 従業員又は従業員の妻が出産したときは、次の区分により出産祝金を支給する。

第1子	10,000 円
第2子以下	5,000 円

条件

1. 出産後1週間を経ての届出により支給する。

- 2. 流産・死産並びに生後1週間以内に死亡したときは支給しない。
- 3. 双方が従業員の場合、一方のみ支給。双生児の以上の場合、その人数分を支給。但し、
- ・パート・アルバイト従業員については、勤続3年以上で5,000円の支給とする。

(入院見舞金)

第5条 従業員が公傷病により入院したときは、入院見舞金を支給する。

入院見舞金	7日以上の入院1回につき	10,000 円
-------	--------------	----------

1.診断書に基づく

(死亡弔慰金)

第6条 従業員又は家族が死亡したときは、死亡弔慰金を支給する。

従業員死亡のとき (業務上の場合は倍額)	勤続3年以上	50,000 円
	勤続3年未満	30,000 円
家族死亡のとき	1.配偶者	30,000 円
	2.実父母・子	10,000 円
	3.義父母	5,000 円
	4.実兄弟	10,000 円
	5.祖父母・孫	10,000 円

- 1. 実兄弟と祖父母、孫については同居のみを対象とする。
- 2. 本人・配偶者の場合は弔電・供花をおくる。 弔電供花は 15,000 円以内
- 3. 実(養・継)父母・子女の場合は弔電をおくる。

但し、

パート・アルバイト従業員については、以下の通りとする。

- ・本人死亡と家族死亡(1.配偶者2.実父母・子)を対象とする。
- ・本人死亡の場合は勤続3年以上の者30,000円3年未満の場合は10,000円とする。
- ・配偶者の場合 10,000 円、実父母・子の場合 5,000 円とする
- ・本人・配偶者の場合は弔電をおくる。

(災害見舞金)

第7条 従業員が火災・天災等により住居・家財に損傷をうけたときは次の金額を支給する。

住居及び家財が全損又はこれに準ずるもの(但し半焼・半壊を除く)	20,000 円
その他特に考慮を必要と認めるときは、別に決定する。	

1.罹災証明書に基づく

(融資の種類)

第8条 融資の種類は次のとおりとする。

- 1. 一般融資
- 2. 特別融資

(融資の限度額)

第9条 融資の限度額は次のとおりとする。

一般融資	100,000 円
特別融資	200,000 円

(融資を受ける資格)

第 10 条 従業員であって、次の各号に掲げる条件を具備する者はこの規定により融資を受ける ことができ

る。

- 1. 出勤状況が良好であって、融資金の返済能力確実な者
- 2. 一般融資は入社後3ヶ月以上、特別融資は入社後1年以上勤続した者
- 3. 本規定による融資金の未返済金なき者

(融資の事由)

- **第11条** 前条の資格条件を具備する者で、次の各号に掲げる事由がある場合に限り融資を行うものとする。
 - 1. 従業員又はその家族の結婚、出産もしくは疾病にかかったとき
 - 2. 従業員の家族が死亡したとき
 - 3. 火災、風水害、又は盗難等の非常災害により、一時に不測の出費を要するとき
 - 4. 従業員の子女又は弟妹が入学のため資金を要するとき
 - 5. 転居、借間又は借家並びに家屋の改造補修のための資金を要するとき
 - 6. その他前各号に準ずるやむを得ない事由により、一時に不測の出費を要するとき

(返済期間及び返済額)

- 第12条 5万円以下の融資の場合は、融資を受けた翌月から月割均等により5回払い(限度) とする。
- 5万円を超え10万円までの融資の場合は、融資を受けた翌月から月割均等により10回払い (限度)とする。10万円を超え20万円までの融資は20回払い(限度)とする。
- 2. 前項の定めにかかわらず、従業員の都合により融資金の全部又は一部を繰り上げ返済することができる。

(返済方法)

- **第13条** 返済金は原則として給料から控除する。但し、前条2項の場合は直接会社に返済することとする。
- 2. 融資を受けた者が融資金の完済前に退職又は死亡した場合は、会社から支払う給料(退職金、賞与等を含む)から未返済残額を一括して控除する。なお、控除できない場合は直接会社に一括返済するものとする。

(融資額に対する利息)

第14条 融資金には利息を付けない。

(融資の手続き及び貸付)

- **第15条** 融資を希望する者は、所定の申込書に所定事項記載のうえ、所属長を経て会社に提出する。貸付決定は社長が行い貸付を行う。
- 2. 融資を希望する者は、連帯保証人を立てること。

付 則

この細則は、昭和61年7月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成6年6月1日から施行する。

(会費改正)

付 則

この細則は、平成12年8月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成23年8月1日から施行する。